

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課(室)

## 【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

○ 令和元年度准看護師試験の実施

○ 知事指定薬物の指定の失効

## 【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○

○

〃

環境管理課

医療推進課

医薬安全課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

目次

担当課(室)

◎岡山県告示第五百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 N T N株式会社

住 所 大阪府大阪市西区京町堀一丁目3番17号

氏 名 代表取締役 大久保博司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 N T N株式会社自動車事業本部岡山製作所

所在地 備前市島田500番地の1

# 令和元年11月26日 岡山県公報 第12147号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止		廃 止		新 設	
種	類	63-イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設（テ ーパー工場 50）		63-イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設（ア クスルユニット工場工 場 43）		63-イ 金属製品製造業の用に 供する焼入れ施設（ア クスルユニット工場工 場 46）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（テーパ ー工場 51）	
能	力	220kg/時間		200kg/時間		400kg/時間		220kg/時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和2年1月11日		—		同左		令和2年1月11日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和2年3月30日		—		同左		令和2年3月30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和2年4月1日		—		同左		令和2年4月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.060	0.060	0	0.98	同左		0	4.4
	p H	—	—	5.5~9.5	5~10		10.6	10.6	
	B O D (mg/L)	—	—	5	5		7,200	7,200	
	C O D (mg/L)	—	—	5	5		6,900	6,900	
	S S (mg/L)	—	—	5	5		50	50	
	油 分 (mg/L)	860,000	860,000	1.0	1.0		310	310	
	T-N (mg/L)	—	—	10	10		360	360	
	T-P (mg/L)	—	—	1.0	1.0		0.07	0.07	
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	—	1,000	1,000		0	0	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和元年 1 1 月 2 6 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 7 号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（テーバ ー工場 12）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（テーバ ー工場 16）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（テーバ ー工場 22）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（テーバ ー工場 38）	
能	力	360kg／時間		同左		同左		850kg／時間×3機	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0	1.7	0	4.4	0	4.4	0	4.2
	p H	9～11	9～11	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	7200	7200						
	C O D (mg/L)	6900	6900						
	S S (mg/L)	50	50						
	油 分 (mg/L)	310	310						
	T - N (mg/L)	360	360						
	T - P (mg/L)	0.07	0.07						
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	0						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和元年11月26日 岡山県公報 第12147号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和元年11月26日から同年12月17日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第五百十一号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、令和元年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

令和二年二月十四日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵団四番三九号）

三 受験願書の提出期間

令和二年一月六日（月曜日）から同月十四日（火曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による送付の場合、令和二年一月十四日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和二年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和二年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和二年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和二年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和二年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに

掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認められたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇―八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による送付の場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、令和二年三月三十一日（火曜日）午後五時十五分までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動を確認することができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身像であつて、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納入すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

# 令和元年11月26日 岡山県公報 第12147号

- 1 人体の仕組みと働き
  - 2 食生活と栄養
  - 3 薬物と看護
  - 4 疾病の成り立ち
  - 5 感染と予防
  - 6 看護と倫理
  - 7 患者の心理
  - 8 保健医療福祉の仕組み
  - 9 看護と法律
  - 10 基礎看護
  - 11 成人看護
  - 12 老年看護
  - 13 母子看護
  - 14 精神看護
- 九 試験方法
- 筆記試験（四肢択一式）
- 十 合格発表の日時及び場所
- 令和二年三月十三日（金曜日）午前九時
- 岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/34/>）及び同課前において発表する。
- 十一 合格証書の交付
- 試験の合格者には、合格証書を交付する。
- 十二 受験願書の請求その他
- 1 郵送による受験願書の請求は、岡山県保健福祉部医療推進課へ返送料を添えて請求すること。
  - 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和二年一月十四日（火曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
  - 3 その他受験について詳しいことは、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六一二二六―七三二三）へ問い合わせること。



# 令和元年11月26日 岡山県公報 第12147号

## ◎岡山県告示第五百十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和元年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 一（ベンゾフラン―六―イル）―N―エチルプロパン―ニ―アミン（通称名六―EAPB）及びその塩類
- 2 一（ベンゾフラン―四―イル）―N―エチルプロパン―ニ―アミン（通称名四―EAPB）及びその塩類
- 3 一（―シクロヘキシルメチル―H―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン（通称名NE―CHMI MO、JWH―〇―一八 cyclone xyl methyl derivative、CHM―〇―一八）及びその塩類

### 二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

### 三 失効年月日

令和元年十一月二十四日

# 令和元年11月26日 岡山県公報 第12147号

〔四六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字飯屋一三〇〇一七、一三〇〇一八、一三〇〇一三、一三〇〇一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口二三五一サンシャイン中村A二〇二

守屋 憲司

守屋奈都子

三 許可番号

岡山県指令建指第一六三号

令和元年 11月26日 岡山県公報 第12147号

〔四六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字窪田三〇九―五、三二二―一、三二二―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三二―二〇ソルフィオーレA一〇二

貝原 亮太

三 許可番号

岡山県指令建指第一九九号

# 令和元年 11月26日 岡山県公報 第12147号

〔四六七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市沼田字矢田一三一三一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市桜が丘西九丁目一七一

小西 亮平

三 許可番号

岡山県指令建指第一五二号